

復旧・復興事業用地の早期取得に向けて

片岸海岸防潮堤事業で“被災地初”の事業認定申請

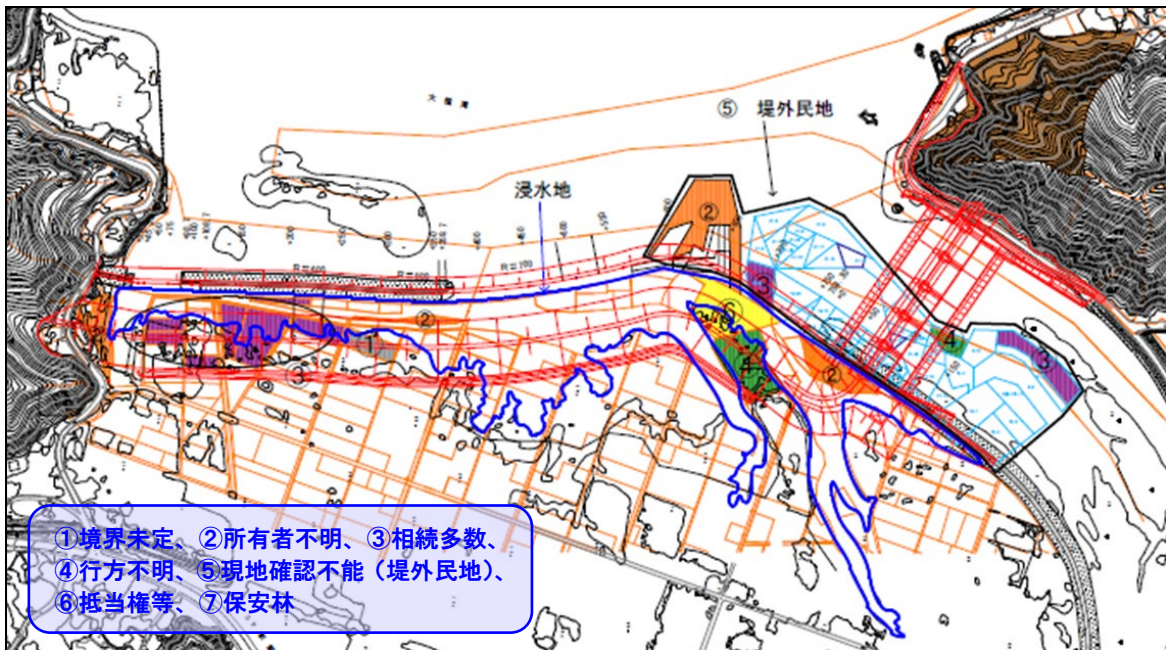
県土整備企画室・河川課・沿岸広域振興局土木部

平成 25 年 6 月 28 日、片岸海岸防潮堤事業（釜石市）において、東日本大震災津波からの復旧・復興事業では初めてとなる土地収用の事業認定申請を国土交通省東北地方整備局長に行いました。

復旧・復興事業の予定地は、所有者不明や相続未処理等の課題が多数存在し、取得に時間を要することが懸念されることから、本事業をモデルケースとして、国と連携しながら、財産管理制度の円滑な活用や土地収用手続の効率化など用地取得の迅速化のための対応策を検討してきました。

本事業では、明治時代に登記された 41 名の共有地で、登記簿に所有者の住所の記載がないことから、所有者が特定できず、土地収用手続によらなければ所有権を取得できないことから、地権者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、用地交渉と並行して土地収用手続を実施することにより、早期の用地取得を進めるものです。

◆ 境界未定や所有者不明、相続、行方不明、抵当権など用地取得の課題が多数存在



4月3日には、現地で知事と釜石市長、住民代表が意見交換を行い、用地取得課題について、一体となって解決に努めていくことを確認しました。